

面接審査のご案内

特許庁では、審査官と出願人等とが特許出願の審査に関わる意思疎通を図るための機会として、特許庁庁舎で行う「面接審査」の他、「テレビ面接審査」や「出張面接審査」を実施しております。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、電話やオンラインでのコミュニケーションを推奨しております。

面接審査のメリット

高品質な特許権を設定するためには、特許庁の審査官と出願人や代理人等とのコミュニケーションや相互理解に基づき、納得感の高い結論を得ることが重要です。

面接審査で審査官に直接発明を説明することにより、試作品を用いたデモやこれまでの技術との比較等を効果的に行うことができます。補正書の案を提示して議論をすることで、特許を取得可能か否かや、特許を取得可能な権利範囲について、審査官の考えを聞くことが期待できます。



利用企業の声

○テレビ面接について

利便性の問題で対面での面接よりもテレビ面接を利用していますが、実際に物や図面を指し示しながら説明ができるという点において、書面のみでのやりとりよりも効果的に技術説明ができると実感しています。

○出張面接について

出張面接と併せて工場見学を実施し、審査官に装置が実際に動いている様子を見てもらうことにより、出願の内容を理解してもらうことができました。



テレビ面接審査

インターネット回線を通じたWEB会議システムを利用することによって、ご自身のパソコン等を使って面接審査をすることができます。最大10拠点まで同時接続が可能ですので、出願人と離れた場所にいる代理人も同時にテレビ会議に参加できます。



また、特別なソフトウェアのインストールは不要です。パソコンをお持ちでない場合でも、INPIT-KANSAI及び各地域の経済産業局でテレビ面接審査をご利用できます。

なお、出願公開されている出願については、テレビ面接システムに加えて、Webアプリケーションを利用した面接も行っております。詳しくは、面接申込み時に担当審査官へご確認ください。

出張面接審査

地元での面接審査をご希望の場合には、審査官が出張することが可能です。試作機を用いたデモや工場見学を併せて実施することで、発明の事業上の位置づけや効果を効果的に説明できます。INPIT-KANSAIでは、第1、第3金曜日を面接審査の重点実施日に設定し、多くの方からのお申し込みをお受けできるよう優先的に会議室を割り当てます。また、出張面接審査の際にテレビ面接システムを活用することもできます。



お申し込み方法

面接審査は、審査請求してから審査手続が終了するまでいつでも実施可能です。面接審査の実施については、審査を担当する審査官と相談してください。調整課地域イノベーション促進室への電話や、特許庁ウェブサイト（面接審査申込フォーム）からの申し込みも可能です。また、INPIT-KANSAIや全国の経済産業局知的財産室でも申し込みを受け付けています。なお、出張面接審査の申込みは、実施を希望する日の4週間前（INPIT-KANSAIでの実施を希望する場合は2週間前）までを目安にご連絡ください。また、お急ぎの場合は、調整課地域イノベーション促進室までご相談ください。

お問い合わせ

特許庁審査第一部調整課地域イノベーション促進室
電話:03-3581-1101 内線3104

特許庁 面接審査

